

日本社会心理学会大会運営委員会規程

第1条（目的）

本会は、会則第4条第6項に基づいて開催される年次大会を円滑に運営するため、理事会のもとに大会運営委員会をおく。

第2条（業務内容）

大会運営委員会は、年次大会のあり方を総合的に検討するとともに、次の活動を行う。

1. 各年次大会の主催者の調整と内定
2. 主催者の活動への協力と補助
3. 大会運営に必要な物品と情報（開催マニュアル等）の保守・点検・伝達

第3条（構成）

大会運営委員会は、次の者によって構成される。

1. 委員長1名

大会運営について会長が指名した担当常任理事をあてる。

委員長は委員会を招集し、その議長を務めるとともに、大会運営事務を統括する。

2. 委員5名程度

担当常任理事が理事会に候補者を推薦し、承認を得る。

委員のうち1名以上は理事であることとする。

委員は委員長を補佐し、第2条に挙げた業務内容を行う。

3. 大会運営幹事1名

大会運営委員会は非理事の会員の中から大会運営事務を補佐する大会運営幹事を1名選出することができる。ただし、当分の間非常勤とする。

第4条（任期）

委員の任期は4年とし、2年ごとに半数程度を改選する。

ただし、年次大会の主催者が決定している場合には、その関係者若干名を2年任期の委員として追加することができる。

第5条（旅費）

大会運営委員会の開催にあたり、必要に応じて、別途内規に基づいた旅費を支給することができる。

附則

一. この規程の変更は、常任理事会の決議を経て、理事会が承認することによって行われ

る。

二. この規程は 2009 年 10 月 10 日から施行される。

三. 2018 年の一括改訂に伴い、2010 年 4 月 2 日、2017 年 10 月 27 日の改訂を削除。

四. この規程は 2018 年 8 月 27 日から施行される。